

## Q 突然の犯罪被害 今後どうする

先日、帰宅途中に突然殴る蹴るの暴行を受けた上、財布を取られる被害に遭いました。この時に右腕を骨折したほか、しばらく仕事にも行けず、怖くて外出することもできなくなりました。後日、警察から犯人が逮捕されたとの連絡があったのですが、犯罪被害者として今後、どうすればよいのでしょうか。

### 法律 相談室

犯罪被害者やその家族は、突然思いがけない事件に巻き込まれ、どうすればいいか分からず、混乱した状態になることが多々あります。一方で、被害者に対する捜査や刑事手続きは、時間的制約もあるため、被害者側の状態にかかわらず進行していきま

す。

今回の相談の場合、捜査しいのが実情です。千葉県では、被害者を支援するために、県警が各警察署に要員を配置しているほか、公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター(CVS)と

連携した民間の被害者支援団体も活動しています。もちろん、弁護士に相談することも可能です。千葉県弁護士会では、初回30分無料の電話相談「犯罪被害者ホッ

## 支援窓口 に相談を

機関から事件の状況についての取り調べへの協力を求められたり、加害者側から示談を求められたりするでしょう。また、被害者の立場から、加害者に損害賠償を求めるほか、カウンセリングを受けることも考えられます。

しかし、被害者が独力でこれらに対応することは難しいのが実情です。千葉県では、被害者を支援するために、県警が各警察署に要員を配置しているほか、公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター(CVS)と

連携した民間の被害者支援団体も活動しています。もちろん、弁護士に相談することも可能です。千葉県弁護士会では、初回30分無料の電話相談「犯罪被害者ホッ

「トライン」(043・227・8433)も設置していますので、利用してみてください。

犯罪被害に遭った時には、被害者を支援している組織が存在し、相談して支援を求めることができる窓口があることを知っておいていただければと思います。

(回答 大川雅史弁護士)

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会(千葉043・227・8431、松戸047・366・1211、京葉047・431・7775)に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円(一部を除く)です。



県弁護士会マスコミ  
キャラクター「ちーべん」